

埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設の指定管理者については、埼玉県議会令和7年12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立精神保健福祉センター自立訓練施設指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会
埼玉県川口市西川口5丁目11番5号
支部長 原 澤 茂

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和7年7月23日実施説明会 1団体

（2）応募申請団体数

- ・令和7年9月2日締切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができるること。
- ② 自立訓練施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるること。
- ③ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるること。

2 審査項目

- ① 応募資格に適合しているか。

- 法令等に適合した運営を確保できるか。
- ② 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
 - ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
 - ④ 処遇が困難な利用者に対応できる熟練した職員を確保できるか。
 - ⑤ 安全に配慮した管理を実施できるか。
 - ⑥ 指定管理業務に係る県の委託料（提案額）は適切な額か。
 - ⑦ サービスの自己評価に取り組む内容となっているか。
施設の設置目的を達成するための取組が提案されているか。
 - ⑧ 法人等の経営基盤が安定しているか。
 - ⑨ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
 - ⑩ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か。

（2）選定委員会の委員

氏名	職業等
岩崎 香	早稲田大学教授
藤原 康弘	公認会計士
田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会代表理事
稻葉 晃	埼玉県精神障害者団体連合会会长
鈴木 康之	埼玉県福祉部副部長

（3）第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1団体

（4）第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

・採点結果

審査項目(配点)		採点結果	
1	応募資格に適合しているか。 法令等に適合した運営を確保できるか。	50点	41点
2	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	175点	139点
3	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	125点	98点
4	処遇が困難な利用者に対応できる熟練した職員を確保できるか。	75点	53点
5	安全に配慮した管理を実施できるか。	50点	34点

6	指定管理業務に係る委託料（提案額）は適切な額か。	125 点	86 点
7	サービスの自己評価に取り組む内容となっているか。 施設の設置目的を達成するための取組が提案されているか。	50 点	37 点
8	法人等の経営基盤が安定しているか。	50 点	40 点
9	個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	25 点	18 点
10	本店又は主たる事務所の所在地は県内か。	25 点	15 点
合 計 点		750 点	561 点

※ 各委員 150 点満点で 5 名、750 点満点で実施。

○ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会の選定理由

- ・ 現指定管理者として、医療観察法対象者や長期入院患者等の処遇困難な利用者を積極的に受け入れ、実績を重ねていることから、県立施設としての役割を的確に担うことが期待できる。
- ・ 利用者一人ひとりのニーズに応じた自立訓練の実施、地域生活への移行に向けた支援の実施が提案されており、利用者本位の柔軟で質の高いサービスの提供が期待できる。
- ・ 県内で福祉施設及び医療機関等を運営してきた実績があり、法人全体としての経営基盤が安定していることから、今後も安定した運営が期待できる。

○ (参考) 選定委員会の主な意見

団体名	意見
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤自体は非常に強固で全く問題無い。 ・ ニーズが高い施設なので、稼働率を向上させることが大切。 ・ 精神障害者にとってすごく良い施設なので、もっと認知されると良い。

5 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会の提案の概要

(1) 県が設置する公の施設としての役割

① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- ・ 県立の役割として、広く県民にサービスを提供する。
- ・ 高い質の支援を提供できるように職員の資質の向上を図る。
- ・ 当事者及び地域のニーズを把握し、適したサービスを提供する。
- ・ 高い倫理観を持ち、法令順守を徹底する。
- ・ 障害者の権利擁護に基づいたサービスを提供する。

- ②医療観察法対象者や長期入院患者など処遇が困難なケースの受入れ・支援
 - ・医療観察法対象者などを受入れ、支援を行う。
 - ・長期入院患者など処遇が困難なケースの支援を行い、関係機関とのネットワーク構築を図る。
- ③施設の認知度向上のための広報計画
 - ・精神科病院及び障害者総合支援事業所に直接訪問し、周知とともに社会復帰に向けた意見交換を行う。

(2) 利用者本位のサービスの提供

- ①障害福祉サービスを提供する上での基本方針
 - ・利用者が主役であり、一人ひとりの人権を守り、利用者の自己実現に向けた支援を行う。
 - ・利用者が置かれている状況と背景を十分に理解し、利用者を尊重した自立支援に努める。
 - ・利用者のみならず、利用者の理解を促進するために家族の立場にも配慮した家族支援を行う。
 - ・常に職員の資質の向上を図り、質の高いサービスを提供する。
 - ・福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設づくりを行う。
 - ・利用期間は、利用者の状況に合わせて柔軟に設定する。
- ②自立訓練プログラム（個別・集団）の内容
 - ・集団プログラムを継続しながら、個別支援の比重を高め適切な支援を行う。
- ③体験利用、ならし入所など利用者の円滑な受け入れのための配慮
 - ・利用希望者とよく話し合い、利用者のペースに応じた体験利用を進める。

(3) 安全に配慮した管理

- ①危機管理に対する方針
 - ・利用者の生命、身体の保護を図るため、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応と二次被害の防止に努める。
- ②虐待防止
 - ・障害者の権利擁護に関する研修及び学習会に参加し、権利擁護意識の向上に努める。また、職場の風土づくりに努める。

(4) 個人に関する情報の取扱い

- ・関係法令や関係条例等を順守し、埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター個人情報保護基本指針に従い、個人情報の保護を図る。

(5) その他施設の設置目的を達成するための取組

- ・8050問題事例や虐待事例やひきこもり精神障害者等で、自立が必要な方への支援も新たなニーズとして、関係機関と連携を図り、対応していく。